

法律又は条例等により設置されている審議会等における参画状況(地方自治法第138条の4③、第202条の3①参照)

番号	審議会等名称	設置根拠 (上位規定のみ)	根拠名称 (内規を除く全ての規定)	設置 年月日	定員	新規等	人数				未達解消に向けた今後の方針	公募				備考	担当課名等				
							総数(人)	男性(人)	女性(人)	参画率(%)		参画率未達の理由	有無	応募者数 (人)	人数(人)			参画率(%)	公募未実施の理由		
1	1	長野市住居表示審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S42.1.9	18		未委嘱			-						未委嘱	庶務課			
2	1	2	長野市特別職報酬等審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S41.10.16	10		9	8	1	11.1%	団体推薦による結果のため	今後も女性の公職等の参画についての理解を求めていく	○	2	1	11.1%		職員課	
3	1	3	長野市防災基金運営委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H1.2.27	10		8	6	2	25.0%	防災に関する学識経験のある女性が少ない。 また、防災に関係する各機関に委員の選任を任せているため、市の意向は反映されにくい。	次回の委員改選において、一般公募枠での女性の参画を促進する	○	3	3	37.5%		危機管理防災課	
4	1	4	長野市行政改革推進審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H15.4.1	15		12	5	7	58.3%			○	5	3	25.0%		行政管理課	
5	1	5	長野市PFI事業等審査委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H31.1.1	10		8	6	2	25.0%	必要な学識経験を有する者の推薦依頼をしたところ、推薦団体からの男性被推薦者が多かったこと。また、委員の構成が、総務部長、企画政策部長及び財政部長の3人のあて職での構成となっていること、女性参画率未達成の理由となっている。	改選期に合わせて、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」第5 委員の選任に基づき、女性の参画を積極的に呼びかけ、目標達成に向けて努めていく。	×			0.0%	全ての委員が専門知識を有する必要があるため		公共施設マネジメント推進課
6	1	6	長野市指定管理者選定委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H17.6.1	10		7	6	1	14.3%	必要な学識経験を有する者の推薦依頼をしたところ、推薦団体からの男性被推薦者が多かったこと。また、委員の構成が、副市長、総務部長、財政部長及び公の施設を所管する部長(女性の場合も有り)の4人のあて職での構成となっていること、女性参画率未達成の理由となっている。 なお、委員数は、施設を所管する部長を含め8名である。	改選期に合わせて、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」第5 委員の選任に基づき、女性の参画を積極的に呼びかけ、目標達成に向けて努めていく。	×			0.0%	全ての委員が専門知識を有する必要があるため	委員総数≠委員構成	公共施設マネジメント推進課
7	1	7	長野市公共施設適正化検討委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H26.8.25	10		9	6	3	33.3%	民間諸団体の代表及び公募委員のうち3名が女性委員であるが、必要な学識経験を有する者の推薦依頼をしたところ、推薦団体からの男性被推薦者が多かったことによるもの。	改選期に合わせて、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」第5 委員の選任に基づき、女性の参画を積極的に呼びかけ、目標達成に向けて努めていく。	○	3	2	22.2%			公共施設マネジメント推進課
8	1	8	長野市総合計画審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H14.4.1	20		20	11	9	45.0%			○	4	4	20.0%			企画課
9	1	9	長野市災害復興計画検討委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	R2.1.1	20		18	16	2	11.1%			×			0.0%	全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるため		復興推進課
10	1	10	長野市都市内分権審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H17.5.13	30		22	13	9	40.9%			○	2	2	9.1%			地域活動支援課
11	1	11	ながのまちづくり活動提案審査委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H15.5.7	7		7	4	3	42.9%			○	2	2	28.6%			地域活動支援課
12	1	12	長野市やまざとビジネス支援補助金審査委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H25.6.1	6		6	5	1	16.7%	多方面の専門的な知識を求めており、税理士、中小企業等診断士など業種は、極端に女性が少ない。	会社経営者などビジネス関係者などからの参画を検討する。	×			0.0%	個人に係る内容の審議であり、高度な専門性が必要であるため(指針の第5(6)イ及びウ)		地域活動支援課
13	1	13	長野市介護サービス向上検討委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H13.8.9	10		未委嘱			-								未委嘱	介護保険課
14	1	14	長野市地域密着型サービス等運営委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H18.1.20	20		19	7	12	63.2%			○	4	3	15.8%			高齢者活躍支援課
15	1	15	長野市地域包括支援センター運営協議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H17.10.1	20		16	9	7	43.8%			○	5	3	18.8%			地域包括ケア推進課
16	1	16	長野市健康増進・食育推進審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H28.4.1	20		19	10	9	47.4%			○	4	3	15.8%			保健所健康課
17	1	17	長野市予防接種健康被害調査委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H27.12.1	12		4	4	0	0.0%			×			0.0%	個人に係る内容の審議であり、高度な専門性が必要であるため(指針の第5(6)イ及びウ)		保健所健康課
18	1	18	長野市放課後子ども総合プラン推進委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H27.4.1	15		10	5	5	50.0%			○	2	2	20.0%			こども政策課
19	1	19	長野市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H30.4.1	5		5	4	1	20.0%	国の通知(H28.3.31付府子本第191号外)において、検証委員の構成を「重大事故の再発防止に知見のある有識者」としており、例として学識経験者、医師、教育・保健関係者、栄養士等を挙げており、関係する団体に推薦を依頼しており、男女比の調整はできないため。	次回、各関係団体への推薦依頼に当たっては、市の方針について理解を求めらる。	×			0.0%	国通知では、委員構成を「重大事故の再発防止に地検のある有識者」としており、全ての委員が専門知識を有する必要があるため		保育・幼稚園課
20	1	20	長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H27.7.1	10		未委嘱			-								未委嘱	保育・幼稚園課
21	1	21	長野市廃棄物処理施設設置審査会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H11.4.1	6		5	5	0	0.0%	委員の選定にあたっては、本委員会の性質上、有識者から専門とする分野を考慮して選定推薦していたため、結果として未達成であった。	委員の専門分野からの選定方法について、県や他市等の情報を収集、研究して改善に努める。また、限られた分野であるが、可能な限り女性委員を推薦していただくよう協力を求めていく。	×			0.0%	本審査会の審査内容が「長野市情報公開条例第7条各号で規定する非公開情報と認められる事項について審議及び意見聴取等を行うもの」及び「所掌事務及び意見聴取事項が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの」に該当するため。		廃棄物対策課
22	1	22	長野市商工振興・雇用促進審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H30.6.1	15		未委嘱			-								未委嘱	商工労働課
23	1	23	長野市観光振興審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H30.6.1	14		14	9	5	35.7%	公募委員や団体からの推薦者に女性が少なかった	公募委員選定や団体への推薦依頼の際に考慮する	○	7	4	28.6%			観光振興課
24	1	24	長野市文化芸術振興審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H21.10.1	12		12	8	4	33.3%			○	7	3	25.0%			文化芸術課
25	1	25	長野市芸術文化振興基金運営委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H1.3.31	15		11	9	2	18.2%			○	2	2	18.2%			文化芸術課
26	1	26	長野市農業振興審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H30.6.1	14		14	8	6	42.9%			○	3	3	21.4%			農業政策課
27	1	27	長野市林業振興審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H30.6.1	14		14	11	3	21.4%			○	4	4	28.6%			森林農地整備課

番号	審議会等名称	設置根拠 (上位規定のみ)	根拠名称 (内規を除く全ての規定)	設置 年月日	定員	新規等	人数				参画率未達の理由	未達解消に向けた今後の方針	公募				備考	担当課名等	
							総数(人)	男性(人)	女性(人)	参画率(%)			有無	応募者数 (人)	人数(人)	参画率(%)			公募未実施の理由
28	1- 28	長野市住宅対策審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S42.3.31	20		11	8	3	27.3%			○	1	1	9.1%		住宅課
29	1- 29	長野市都市再生整備計画評価委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H23.10.1	5		3	3	0	0.0%	評価委員会の目的に必要な学識経験者の推薦を依頼したが、推薦団体からは男性が推薦されたため。	委員の委嘱にあたっては、女性の推薦もしていただくよう関係団体に協力を求めている。	×			0.0%	国は都市再生整備計画事業の実施に当たり事後評価の作成、公表を必須事項としており、この他に事後評価の妥当性として評価委員会を開催し学識経験者から意見を求めることもできるとしています。このため、まちづくりや行政運営について相当の知見を有する方より総合的かつ専門的知見で妥当性の判断を行う必要があるため。	都市政策課
30	1- 30	長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H20.2.1	8		7	4	3	42.9%			×			0.0%	中心市街地活性化の事業は、計画の一貫性や時限的に集中して推進していることから、計画の評価検証を行う委員については、その専門的知識があることはもちろん、理念を共有し、継続して取り組む必要があるため	市街地整備課
31	1- 31	長野市歴史的風致維持向上協議会	法律	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H24.8.29	15		15	14	1	6.7%	委員の選任については、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第2項」及び「歴史まちづくり法運用指針(国制定)6-2構成員」を遵守しており、候補者が限定されるため。	次期委員改選期(R3年度末)において、各推薦団体へ「政策・方針決定の場における男女の均衡割合」について説明し、女性を推薦いただくよう依頼する。	×			0.0%	法律等に基づく委員構成としている。	都市政策課
32	1- 32	長野市消防委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S42.1.9	20		16	8	8	50.0%			○	3	2	12.5%		消防局総務課
33	1- 33	長野市農業委員会委員選考委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H28.7.20	8		8	5	3	37.5%			○	2	2	25.0%		農業委員会事務局
34	1- 34	長野市おひざで絵本事業絵本選定委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H21.10.1	8		6	1	5	83.3%			×			0.0%	絵本の選定には乳幼児の発達段階を踏まえた専門的な判断が必要とされるため	家庭・地域学びの課
35	1- 35	長野市青少年健全育成審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S60.4.1	20		13	10	3	23.1%	団体の事情により、十分な数の女性委員の推薦を得ることが出来なかったため。	長野市付属機関等の設置及び運営に関する指針を踏まえた推薦を依頼していく。	○	1	1	7.7%		家庭・地域学びの課
36	2- 1	長野市教育支援委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S47.4.1	15		15	5	10	66.7%			×			0.0%	専門的知識や経験が必要であるため	学校教育課
37	2- 2	長野市活力ある学校づくり検討委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H28.7.29	12		未委嘱			-							公募有無×⇒○	未委嘱 学校教育課
38	2- 3	長野市教育委員会結核対策委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H15.4.1	6		6	5	1	16.7%	小中学校の結核対策について調査審議する委員会であり、学校医や結核の専門家や医師会等からの推薦によら委嘱しているため	推薦団体に女性医師の推薦を依頼していく	×			0.0%	専門的知識や経験が必要であるため	保健給食課
39	2- 4	長野市学校給食センター等運営審議会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	S42.1.9	25		22	13	9	40.9%			○	2	2	9.1%		保健給食課
40	2- 5	長野市子ども読書活動推進計画策定委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H29.5.15	7		未委嘱			-							未委嘱	家庭・地域学びの課
41	2- 6	長野市立図書館基本計画策定委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H27.4.1	8		未委嘱			-							未委嘱	家庭・地域学びの課
42	3- 1	長野市教育振興基本計画策定委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H27.4.1	20	再開(未委嘱からの変更)	20	12	8	40.0%			○	4	4	20.0%		教育委員会総務課
43	3- 2	長野市生涯学習推進計画策定委員会	条例	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	H27.4.1	20	再開(未委嘱からの変更)	20	12	8	40.0%			○	4	4	20.0%		家庭・地域学びの課
44	4- 1	長野市情報公開審査会	条例	長野市情報公開条例	S60.4.1	5		5	3	2	40.0%			×			0.0%	専門的知識と経験が必要のため	「副会長氏名」欄記載者の役職は「会長職務代理」
45	4- 2	長野市個人情報保護審査会	条例	長野市個人情報保護条例	H4.4.1	5		5	3	2	40.0%			×			0.0%	専門的知識と経験が必要のため	「副会長氏名」欄記載者の役職は「会長職務代理」
46	4- 3	長野市行政不服審査会	法律	行政不服審査法第81条長野市行政不服審査会条例	H28.4.1	5		5	4	1	20.0%	専門的知識と経験が必要のため	専門的知識と経験が必要のため、未達解消は困難	×			0.0%	専門的知識と経験が必要のため	庶務課
47	4- 4	長野市公務災害補償等認定委員会	法律	地方公務員災害補償法第69・70条、長野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	S42.12.1	5		5	5	0	0.0%	委員の人は従来から関連する市職員及び産業医で充当しているため	委員の人選について変更の予定なし	×			0.0%	市の業務に精通した知識と経験を必要とする審議であることから、従来から関連する役職による人選としている。	職員課
48	4- 5	公務災害補償等審査会	法律	地方公務員災害補償法第69・71条、長野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	S42.12.23	3		未委嘱			-							未委嘱	職員課
49	4- 6	長野市職員賞じゅつ金審査委員会	条例	長野市職員賞じゅつ金条例	S41.10.16	規定無		未委嘱			-							未委嘱	職員課
50	4- 7	長野市戸隠・鬼無里情報通信施設管理運営協議会	条例	長野市地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例	H17.1.1	13		13	7	6	46.2%			○	3	3	23.1%		情報政策課
51	4- 8	長野市信州新町・中条情報通信施設管理運営協議会	条例	長野市地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例	H22.4.1	10		10	6	4	40.0%			○	2	2	20.0%		情報政策課
52	4- 9	長野市防災会議	法律	災害対策基本法第16条長野市防災会議条例	S42.3.31	60		57	51	6	10.5%	現在の委員は、ほとんどの委員が充て職のため、市の部長及び関係機関の該当役職に女性が就任しなければ女性委員の割合増加が見込めない。	女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知する。	×			0.0%	法律に定めがあるため(組織構成について規定がある。)	危機管理防災課
53	4- 10	長野市国民保護協議会	法律	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条	H18.4.1	50		38	36	2	5.3%	現在の委員は、ほとんどの委員が充て職のため、市の部長及び関係機関の該当役職に女性が就任しなければ女性委員の割合増加が見込めない。	女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知する。	×			0.0%	法律に定めがあるため(組織構成について規定がある。)	危機管理防災課
54	4- 11	長野市交通対策審議会	条例	長野市交通安全に関する条例	H9.7.1	30		未委嘱			-							未委嘱	地域活動支援課
55	4- 12	長野市防犯推進協議会	条例	長野市防犯まちづくり推進条例	H18.4.1	20		未委嘱			-							未委嘱	地域活動支援課
56	4- 13	長野市消費生活協議会	条例	長野市消費生活の安定及び向上に関する条例	H11.4.1	15		12	7	5	41.7%			○	5	3	25.0%		市民窓口課

番号	審議会等名称	設置根拠 (上位規定のみ)	根拠名称 (内規を除く全ての規定)	設置 年月日	定員	新規等	人数				未達解消に向けた今後の方針	公募				備考	担当課名等	
							総数(人)	男性(人)	女性(人)	参画率(%)		参画率未達の理由	有無	応募者数 (人)	人数(人)			参画率(%)
57	4-14 長野市男女共同参画審議会	条例	長野市男女共同参画推進条例	H15.4.1	20		15	8	7	46.7%		○	4	3	20.0%		人権・男女共同参画課	
58	4-15 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会	条例	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例	H8.7.1	20		12	5	7	58.3%		○	0	0	0.0%		人権・男女共同参画課	
59	4-16 長野市民生委員推薦会	法律	民生委員法8条	S23.8.10	10		10	8	2	20.0%		×			0.0%	民生委員法第8条2項に「委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する」と規定されている	福祉政策課	
60	4-17 長野市社会福祉審議会	法律	社会福祉法第7条	H11.4.1	27		27	21	6	22.2%		×			0.0%	社会福祉法第8条に「議会の議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうち」と規定されている	福祉政策課	
61	4-18 長野市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	法律	社会福祉法第11条長野市社会福祉審議会条例	H11.4.1	規定無		6	4	2	33.3%		×			0.0%	社会福祉審議会と同じ	福祉政策課	
62	4-19 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	法律	社会福祉法第11条長野市社会福祉審議会条例	H17.4.1	規定無		15	10	5	33.3%		○	2	3	20.0%		福祉政策課	
63	4-20 長野市災害弔慰金等支給審査会	条例	長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第16条	R1.10.21	5		5	4	1	20.0%		×			0.0%	長野市情報公開条例第7条第1項第6号に該当	福祉政策課	
64	4-21 長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	法律	社会福祉法第11条長野市社会福祉審議会条例	H11.4.1	規定無		16	10	6	37.5%	団体推薦の結果によるものであるため。	○	3	3	18.8%	推薦時に各団体へ男女共同参画への協力を依頼	高齢者活躍支援課	
65	4-22 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	法律	社会福祉法第11条長野市社会福祉審議会条例	H11.4.1	規定無		16	7	9	56.3%		○	3	3	18.8%		障害福祉課	
66	4-23 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会	法律	社会福祉法第11条長野市社会福祉審議会条例	H11.4.1	規定無		13	12	1	7.7%	医師会に推薦を依頼しているもので、診療科毎に推薦人数も決まっている上、男女の指定をして依頼することが難しい。	×			0.0%	身体障害者手帳の等級審査を行う機関であり、身体障害者福祉法15条の指定医でない委員になることが出来ないため公募は実施していない。	障害福祉課	
67	4-24 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	法律	社会福祉法第12条、長野市社会福祉審議会条例	H11.4.1	規定無		17	10	7	41.2%		○	3	3	17.6%		こども政策課	
68	4-25 地方独立行政法人長野市民病院評価委員会	法律	地方独立行政法人法第11条、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例	H27.4.1	6		6	4	2	33.3%	委員選任時に最大限配慮しているが、未達成となっているもの	×			0.0%	所掌事務及び意見聴取事項が高度に専門的であるため、公募は実施していない。	医療連携推進課	
69	4-26 長野市国民健康保険運営協議会	法律	国民健康保険法第11条第2項、長野市国民健康保険条例	S43.4.1	21		21	12	9	42.9%		×			0.0%	被保険者を代表する委員は、地域バランスや一般市民（被保険者に限る）の参加を考慮し、持ち回りによる各地区の住民自治協議会からの推薦者としているため。	国民健康保険課	
70	4-27 長野市保健所運営協議会	法律	地域保健法第11条、長野市保健所運営協議会条例	H11.4.1	20		17	12	5	29.4%	条例の規定により、委員の選任について、「各種団体の代表者」と職務指定されているため、女性の長がほとんどいない現状においては、女性の参画を促進させることが難しいため。	×			0.0%	保健所所管業務の専門性等の観点から公募枠は設けていない。	保健所総務課	
71	4-28 長野市感染症診査協議会	法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条長野市感染症診査協議会条例	H11.4.1	12		10	9	1	10.0%		×			0.0%	個人に係る内容の審議であり、高度な専門性が必要であるため（指針の第5(6)イ及びウ）	保健所健康課	
72	4-29 長野市小児慢性特定疾病審査会	法律	児童福祉法第19条の4	H27.1.1	規定無		3	3	0	0.0%	業務の専門性が高いため、長野市小児慢性特定疾病審査会設置要綱に基づき、適当な人員を選任していただくため、現行3名(医師2名及び保健所所長)の任用となったため。	×			0.0%	2年ごとに委員選任を行うため、引き続き適正な人員配置に努める。	保健所健康課	
73	4-30 長野市環境審議会	法律	環境基本法第44条、長野市環境基本条例	H9.4.1	20		19	14	5	26.3%	委員の推薦依頼先には、女性の参画(男女共同参画基本計画)を進めている旨の説明を依頼しているが、2号委員(団体代表)について、女性の推薦をいただくことが出来なかったため	○	6	4	21.1%	引き継ぎ、改選期に合わせて「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」第5 委員の選任に基づき、女性の参画を積極的に呼びかけ、目標達成に向けて努めていく。	環境保温暖化対策課	
74	4-31 長野市廃棄物処理事業計画協議審議会	条例	長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	H24.2.1	5		4	4	0	0.0%	委員の選定にあたっては、本委員会の性質上、有識者から専門とする分野を考慮して選定し推薦していたため、結果として未達成であった。	○	0	0	0.0%	委員の専門分野からの選定方法について、県や他市等の情報を収集、研究して改善に努める。また、限られた分野であるが、可能な限り女性委員を推薦していただくよう協力を求めていく。	廃棄物対策課	
75	4-32 長野市廃棄物減量等推進審議会	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17.10.1	20		15	9	6	40.0%		○	3	3	20.0%		生活環境課	
76	4-33 長野市スポーツ推進審議会	法律	スポーツ基本法第10条、長野市スポーツ推進審議会条例	S51.10.5	12		12	7	5	41.7%		○	3	2	16.7%		スポーツ課	
77	4-34 長野市建築審査会	法律	建築基準法第78条、長野市建築審査会条例	S46.4.1	7		7	5	2	28.6%		×			0.0%	建築基準法で、委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とされているため	建築指導課	
78	4-35 長野市開発審査会	法律	都市計画法第78条、長野市開発審査会条例	H12.4.1	7		7	7	0	0.0%		×			0.0%	都市計画法で、委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とされているため	建築指導課	
79	4-36 長野市都市計画審議会	法律	都市計画法第77条の2、長野市都市計画審議会条例	H12.4.1	30		20	17	3	15.0%	関係団体等に委員の推薦を依頼したが、推薦団体等から男性が推薦されたため。	×			0.0%	委員の委嘱にあたっては、女性の推薦もしていただくよう関係団体等に協力を求めていきたい。	都市政策課	
80	4-37 長野市景観審議会	条例	長野市の景観を守り育てる条例	H4.7.1	20		14	9	5	35.7%	委員の選任については、任命・推薦による者(学識経験者、民間諸団体の代表者)と一般公募の2種類があり、任命・推薦による者は選任について配慮をした結果、12人中5人が女性であり、指針で目標とする40%に達しており、整合が図られている。一方、一般公募による者は、広報ながのなどにより公募を行った結果、応募者2名全員が男性であったことから、審議会全体としては指針との整合を図ることができなかった。	○	3	2	14.3%	公募委員に女性の応募があった場合は優先的に選任する。	委員総数≠委員構成	都市政策課
81	4-38 長野市地域公共交通会議	法律	道路運送法施行規則第9条の2、第9条の3	H19.9.18	18		18	16	2	11.1%	民間諸団体等に委員の推薦を依頼する際は、女性の参画について配慮をお願いしているが、団体の意思決定役職に就いている女性が少ないことから割合が少なかった。	×			0.0%	民間諸団体へ委員の推薦を依頼する際に女性の参画についての趣旨を説明し、女性の選任者がいる場合には、優先して推薦いただくよう働きかける。	交通政策課	

番号	審議会等名称	設置根拠 (上位規定のみ)	根拠名称 (内規を除く全ての規定)	設置 年月日	定員	新規等	人数				未達解消に向けた今後の方針	公募				備考	担当課名等		
							総数(人)	男性(人)	女性(人)	参画率(%)		参画率未達の理由	有無	応募者数 (人)	人数(人)			参画率(%)	公募未実施の理由
82	4-39	長野市公共交通活性化・再生協議会	法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	H20.12.22	30		30	27	3	10.0%	民間諸団体に委員の推薦を依頼する際は、女性の参画について配慮をお願いしているが、団体の意思決定役職に就いている女性が少ないことから割合が少なかった。	民間諸団体へ委員の推薦を依頼する際に女性の参画についての趣旨を説明し、女性の適任者がいる場合には、優先して推薦いただくよう働きかける。	×			0.0%	各種市民団体の代表が参加しているため	交通政策課
83	4-40	長野市緑を豊かにする委員会	条例	長野市緑を豊かにする条例	H7.6.23	14		14	8	6	42.9%			○	3	3	21.4%		公園緑地課
84	4-41	長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理審議会	法律	土地区画整理法56条、長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理事業施行条例	H6.2.22	15		15	13	2	13.3%			×			0.0%	規定（権利者及び学識経験者）による	駅周辺整備課
85	4-42	長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理事業評価員	法律	土地区画整理法65条、長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理事業施行条例	H6.2.22	5		5	5	0	0.0%			×			0.0%	有識者（土地・建築物の評価）	駅周辺整備課
86	4-43	長野市消防職員等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等審査会	条例	長野市消防職員等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	S42.12.23			未委嘱			-							市職員による構成のため	未委嘱 消防局総務課
87	4-44	長野市いじめ問題対策連絡協議会	法律	いじめ防止対策推進法第14条第1項長野市いじめ問題対策連絡協議会等条例	H27.4.1	15		15	12	3	20.0%	関係機関及び団体から代表者を推薦していただく委員で構成される協議会であるので、団体の推薦者によっては女性の参画率が40%未満になることがある。	委員の推薦を依頼する際に、可能な限り女性の参画率を達成できるように事情を説明し、配慮をいただけるように申し添えていく。	×			0.0%	専門的知識や経験が必要であるため	学校教育課
88	4-45	長野市いじめ問題調査・解決チーム	法律	いじめ防止対策推進法第14条第1項長野市いじめ問題対策連絡協議会等条例	H27.4.1	8		8	5	3	37.5%	関係機関及び団体から代表者を推薦していただく委員で構成される協議会であるので、団体の推薦者によっては女性の参画率が40%未満になることがある。	委員の推薦を依頼する際に、可能な限り女性の参画率を達成できるように事情を説明し、配慮をいただけるように申し添えていく。	×			0.0%	専門的知識や経験が必要であるため	学校教育課
89	4-46	長野市立城山公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S41.10.16	9		9	7	2	22.2%	団体の事情により、十分な数の女性委員の推薦を得ることが出来なかったため。	長野市附属機関等の設置及び運営に関する指針を踏まえた推薦を依頼していく。	○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
90	4-47	長野市立中部公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S51.4.1	9		9	5	4	44.4%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
91	4-48	長野市立古牧公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S59.4.1	10		10	5	5	50.0%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
92	4-49	長野市立三輪公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S62.4.1	9		9	4	5	55.6%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
93	4-50	長野市立古里公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H4.4.1	9		9	5	4	44.4%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
94	4-51	長野市立浅川公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H4.4.1	8		8	5	3	37.5%	団体の事情により、十分な数の女性委員の推薦を得ることが出来なかったため。	長野市附属機関等の設置及び運営に関する指針を踏まえた推薦を依頼していく。	○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
95	4-52	長野市立大島公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H4.4.1	9		9	6	3	33.3%	団体の事情により、十分な数の女性委員の推薦を得ることが出来なかったため。	長野市附属機関等の設置及び運営に関する指針を踏まえた推薦を依頼していく。	○	0	1	11.1%		家庭・地域学びの課
96	4-53	長野市立朝陽公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S51.4.1	9		9	5	4	44.4%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
97	4-54	長野市立松代公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S41.10.16	9		9	6	3	33.3%	団体の事情により、十分な数の女性委員の推薦を得ることが出来なかったため。	長野市附属機関等の設置及び運営に関する指針を踏まえた推薦を依頼していく。	○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
98	4-55	長野市立若穂公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S41.10.16	9		9	5	4	44.4%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
99	4-56	長野市立七二会公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	S41.10.16	7		7	4	3	42.9%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
100	4-57	長野市立豊野公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H17.1.1	8		8	3	5	62.5%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
101	4-58	長野市立戸隠公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H17.1.1	7		7	3	4	57.1%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
102	4-59	長野市立鬼無里公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H17.1.1	7		7	3	4	57.1%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
103	4-60	長野市立大岡公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H17.1.1	7		7	3	4	57.1%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
104	4-61	長野市立信州新町公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H22.1.1	7		7	3	4	57.1%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
105	4-62	長野市立中条公民館運営審議会	法律	社会教育法第29条、長野市立公民館条例	H22.1.1	7		7	3	4	57.1%			○	0	0	0.0%		家庭・地域学びの課
106	4-63	長野市社会教育委員会議	法律	社会教育法第15条、長野市社会教育委員設置条例、長野市社会教育委員会議運営規定	S42.4.1	10		10	4	6	60.0%			○	3	1	10.0%		家庭・地域学びの課
107	4-64	長野市立図書館協議会	法律	図書館法第14条長野市立図書館条例	S42.6.1	10		10	3	7	70.0%			○	5	2	20.0%		南部図書館
108	4-65	長野市地方文化財保護審議会	法律	文化財保護法第105条長野市文化財保護条例	S51.12.27	8		7	6	1	14.3%	条例の規定により委員の選任については「学識経験者のうちから」と規定されており、女性の学識経験者がほとんどいないため。	文化財行政上「学識経験者のうちから」委員を選任することは必要なことであり、今後も性差による選任を行うことなく学術分野に応じて等しく参画していただく方針である。	×			0.0%	文化財の指定・保存及び活用等の重要事項について調査審議し建議する役割を担っているため、専門性を有する委員による審議会構成が必要となる。	文化財課
109	4-66	長野市伝統環境保存審議会	条例	長野市伝統環境保存条例	S58.3.30	15		8	6	2	25.0%	条例の規定で、委員の選任については、「関係区域の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員及び市長が必要と認めるもの」から委嘱することとなっている。性別によらず能力に応じて参画していただいている。	今後も性別によらず能力に応じて等しく参画していただく方針である。	○	2	2	25.0%		文化財課
110	4-67	松代藩文化施設管理委員会	条例	松代藩文化施設条例	S58.4.1	20		13	8	4	30.8%	学識経験者枠は男女比率50%を達成しているが、公募枠における女性の応募比率が低かったため。	審議内容の質の担保と公募枠における女性比率の増を目指す。	○	5	4	30.8%		委員総数≠委員構成 松代文化施設等管理事務所
111	4-68	長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	長野市伝統的建造物群保存地区保存条例	H28.4.1	15		8	8	0	0.0%	条例の規定で、委員の選任については、「関係区域の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員及び市長が必要と認めるもの」から委嘱することとなっている。性別によらず能力に応じて参画していただいている。	今後も性別によらず能力に応じて等しく参画していただく方針である。	×			0.0%	保存条例の規定により、行政処分に関する事項について意見聴取を行うため、指針のただし書きによって、市民公募枠を設けないこととする。	文化財課
112	4-69	長野市立博物館協議会	法律	博物館法第20条、長野市立博物館条例	S57.9.25	10		9	5	4	44.4%			○	1	1	11.1%		博物館

番号	審議会等名称	設置根拠 (上位規定のみ)	根拠名称 (内規を除く全ての規定)	設置 年月日	定員	新規等	人数				未達解消に向けた今後の方針	公募				備考	担当課名等	
							総数(人)	男性(人)	女性(人)	参画率(%)		参画率未達の理由	有無	応募者数 (人)	人数(人)			参画率(%)
113	4-70 長野市上下水道事業経営審議会	法律	地方公営企業法第14条、長野市上下水道事業経営審議会条例	H19.4.1	20		18	9	9	50.0%			○	4	4	22.2%	会長は令和3年3月31日で退任。令和3年度第1回審議会で選出予定。	上下水道局総務課
			合計				1,216人	818人	397人	32.6%			61件	139人	112人	9.2%		

審議会等の総数	113	女性の参画率40%未満の審議会等の数	55	うち、女性のいる審議会数	92	うち、応募者あり	42件	
うち、未委嘱	12	女性の参画率40%を超える審議会等の数	46	うち、女性のいない審議会数	9	うち、応募者なし	19件	
(差引)	101	(差引)	101					
法律設置	53	女性の参画率40%未満の審議会等の数	30	法律設置	662	471	191	28.9%
うち、未委嘱	1	女性の参画率40%を超える審議会等の数	22	うち、女性のいる審議会数	48			
(差引)	52	(差引)	52	うち、女性のいない審議会数	4			
条例設置	60	女性の参画率40%未満の審議会等の数	25	条例設置	554	347	206	37.2%
うち、未委嘱	11	女性の参画率40%を超える審議会等の数	24	うち、女性のいる審議会数	44			
(差引)	49	(差引)	49	うち、女性のいない審議会数	5			

男性の参画率40%未満の審議会等の数 5  
女性の参画率0%の審議会等の数 9

平均 32.9% ※参画率の平均  
最大 83.3%  
最小 0.0%